

政務活動費連絡会報告書

令和6年12月19日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

はじめに

神奈川県議会では、令和元年6月に「政務活動費連絡会」を設置し、政務活動費の更なる透明性の向上と適正性の確保を図るため、事務所費等に係る充当事件の厳格化や議長提出書類の即時閲覧制度の導入などの検討を行ってきた。

また、令和4年度には、政務活動費に係る議長提出書類の神奈川県議会ホームページ上での公開について、令和6年度から実施すべきとの方向性を取りまとめた。

そして今般、事務所台帳の様式変更、事務所の警備料の取扱い等についての検討を行い、その方向性について取りまとめたのでここに報告する。

令和6年12月19日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

政務活動費連絡会 座長 新堀 史明

I 「政務活動費の指針」に関する事項

1 事務所台帳の様式変更

(1) 現状

現行の事務所台帳の様式は、事務所の所在地、延床面積、賃貸料（月額）、契約期間、事務所の貸主・借主について記載することとしている。

そこで、令和5年度の政務活動費連絡会において、事務所費に係る支出の透明性の向上を図るため、現行の事務所台帳の記載事項の拡充についての方向性を決定し、内容については令和6年度の政務活動費連絡会で検討することとした。

(2) 検討の視点

事務所台帳の様式の具体的な変更内容を検討する。

(3) 方向性

事務所台帳の様式変更にあたっては、共益費、管理料及び駐車場賃借料等、月額の賃借料の内訳などの項目を新たに追加する。（6頁変更案(第5号様式)参照）

2 事務所の警備料の取扱い

(1) 現状

事務所の警備料については、「政務活動費の指針（以下「指針」という。）」では、政務活動費で充当することが認められていない。

しかし、昨今、社会的に盗難や不審者の侵入などが増えており、議員及び事務所スタッフの安全面が危惧されるだけでなく、書類盗難の事態が発生すれば、政務活動にも支障が生じる。

(2) 検討の視点

事務所の警備料について、事務所の適切な管理のために必要な経費として、政務活動費で充当することが適当である

か検討する。

(3) 方向性

事務所の警備料については、議員及び事務所スタッフの安全面や、事務所の適切な管理のために必要な経費と考えられることから、政務活動費で充当できるものとして指針に明記する。

3 事務所の管理運営費（資産形成につながらない小規模修繕）の取扱い

(1) 現状

指針では、事務所の管理運営費の中で、修繕代については、政務活動費で充当することが認められていない。

しかし、蛍光灯など事務所における政務活動に不可欠な負担については、政務活動費の対象としてよいのではないかと意見もある。

(2) 検討の視点

事務所の現状維持のための資産形成につながらない小規模修繕については、政務活動費で充当することが適当であるか検討する。

(3) 方向性

小規模修繕については、通常は貸主側で負担する契約になっている場合が多いと考えられ、借主側の負担として想定されるのは、蛍光灯の交換程度であるため、指針における事務所費の具体的な経費の事例として電球類の交換を追加する。

4 事務所の家賃保証料（解約時等に返還されないもの）の取扱い

(1) 現状

指針では、事務所の賃借に係る保証金は、政務活動費で充当することが認められていない。

しかし、家賃保証サービスを利用した賃貸借において、契約時や契約更新時等に保証料を支払ったり、毎月の家賃に保証料が含まれる場合では、解約時等に返還されるものではなく、掛け捨てのものである場合がある。

(2) 検討の視点

現行の指針で保証金が充当できないものとされているのは、解約時等に返還されるものであると考えられるが、解約時に返還されない保証料については、政務活動費で充当することが適当であるか検討する。

(3) 方向性

家賃保証料については、支払わないと契約できないケースもあるため、解約時等に返還されない家賃保証料については、現行の指針における保証金（解約時等に返還されるもの）と区別し、政務活動費で充当できるものとして指針に明記する。

5 県外及び国外における調査研究を実施した場合の提出書類の取扱い

(1) 現状

指針では、県外及び国外において宿泊を伴う政務活動を実施した場合は、当該政務活動に係る報告書を作成し、保存するとともに、「政務活動費（県外・国外）支出票（以下「県外・国外支出票」という。）」を支出伝票等に添付することとしている。

しかし、宿泊を伴わない日帰りの県外及び国外の政務活動を実施した場合には、県外・国外支出票の支出伝票等への添付は求められていない。

(2) 検討の視点

政務活動費の透明性の向上を図るため、県外及び国外にお

いて、宿泊を伴わない日帰りの政務活動を実施した場合にも、県外・国外支出票を作成し、支出伝票等に添付することについて検討する。

(3) 方向性

県内及び県外の区分については県職員の旅費の取扱いに準じて、東京 23 区内等での日帰りの視察等にあつては、県内での視察等とみなす取扱いとし、それ以外の場所での視察等については、日帰り・宿泊を問わず県外・国外支出票を支出伝票に添付することとする。

6 領収書その他証拠書類等の添付方法

(1) 現状

政務活動費の支出に係る証拠書類として、レシート等を添付する際、レシート下部を切り離したものを添付することで、購入物品等の内訳が分からなくなっているケースがある。

また、領収書に購入物品等の内訳の記載がない場合も、同様に購入物品等の内訳が分からないケースがある。

(2) 検討の視点

政務活動費の透明性を確保するため、購入物品等の内訳が分かるようにする方策について検討する。

(3) 方向性

領収書及びレシートについては、購入物品の内訳・金額等を切り離すことなく議長に提出すること、また、領収書及びレシートに購入物品の内訳等の記載がない場合には、支出伝票の備考欄等に購入物品等すべての内訳等を記載することを指針に明記する。

7 支出に係る証拠書類等の取扱い

(1) 現状

指針では、「クレジットカードの使用に伴い、カード会社が発行する支払案内書及び利用明細書等は、支出に係る証拠書類等とすることができるものとする」と規定されている。

しかし、議長提出時において預金通帳の写しとクレジットカード利用明細書等の両方を添付するケースがある。

(2) 検討の視点

証拠書類として、預金通帳の写しとクレジットカード利用明細書の両方を添付する場合、書類の枚数も多くなることから、事務作業の効率化も考慮し、提出書類の整理について検討する。

(3) 方向性

事務作業の効率化を図るため、提出書類を預金通帳の写し又はクレジットカード利用明細書のいずれか一方でよいことについて指針に明記する。

ただし、内訳が確認できない場合は、指針の記載どおり、支払対象及び内訳が確認できる書類を併せて添付するか、支出伝票の備考欄等に支払対象及び内訳を記載する。

Ⅱ まとめ

今年度、政務活動費の議長提出書類のホームページ公開を実施し、本県議会における政務活動費の透明性が大きく向上したと考える。

今後とも、県議会として、常に見直すべきものは見直しを行い、適正性の確保に努めていく。

(第5号様式)

事 務 所 台 帳

事務所の所在地	延べ床面積(㎡)	契 約 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
賃借料等(月額) ※①+②+③+④+⑤の合計		円
①賃借料		円
②共益費・管理費		円
③駐車場賃借料 (台) (事務所の賃貸借契約に含まれる場合のみ記入)		円
④家賃収納手数料		円
⑤その他 ()		円
礼金		円
契約更新料		円
家賃保証サービス料(解約時等に返還されないもの)		円
事 務 所 の 賃 主	事 務 所 の 借 主	
事務所の所有者確認欄		
☐ 議員本人、1親等の親族又は生計を一にする親族の所有物(共有を含む。)ではない。 ☐ 議員本人、1親等の親族又は生計を一にする親族が役員等を務める法人の所有物ではない。 ※ 両方にチェックがない場合は、賃貸料等に政務活動費を充当することはできません。		
賃貸借契約書等の契約締結の方式		
☐ 賃貸借契約書 ☐ その他 ()		
備考欄		

賃貸借契約書等の内容と相違ないことを証明する。

年 月 日

会派代表者(議員名)

※ 議員交付の場合は、議員本人が証明すること。

政 務 活 動 費 連 絡 会 委 員 名 簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党	新 堀 史 明 (座長) 田 中 信 次 武 田 翔 山 口 美津夫
立憲民主党・かながわクラブ	栄 居 学 菅 原 あきひと
か な が わ 未 来	佐 藤 けいすけ
公 明 党	藤 井 深 介
日 本 維 新 の 会	松 川 正二郎